

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 栃木法人会

Jan 2018

No. 87

# 迎春

2018

# とちぎ法人会だより

行の舞

## CONTENTS

- 新年のご挨拶 栃木法人会 金子会長 … ② 税務署からのお知らせ …… ⑪
- 新年のご挨拶 福地栃木税務署長 …… ③ 税理士会コーナー/エコライフ講座 … ⑫
- 平成29年度納税表彰式 …… ④ 新会員のご紹介/インターネットセミナー … ⑬
- 第34回法人会全国大会「福井大会」… ⑤ の案内/会社名、代表者、所在地、資本金等  
女性部会・青年部会活動 …… ⑥ 変更のご連絡について/平成29年度 会費  
税制改正提言活動報告 …… ⑥ 納入のお願い
- 各地区会活動 …………… ⑦ 税に関する作文・標語 …… ⑭

◆発行所 公益社団法人 栃木法人会  
 ◆発行人 会 長 金子 康法  
 ◆編集 広報委員長 小田垣 俊 郎

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)  
 TEL (0282) 24-3500 FAX (0282) 24-3288



公益社団法人栃木法人会  
会長 金子 康法

# 新年の

新年明けましておめでとうございます。  
会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

栃木法人会の活動については、おかげ様で円滑に事業推進しているところであり、皆様の深いご理解と多大なるご支援ご協力に心より感謝申し上げます。

昨年は「米国第一」を旗印にトランプ大統領が就任しTPP離脱の波乱含みでスタート、また北朝鮮による相つぐミサイル発射と核実験等々、非常に不安定な国際情勢下にありましたが、国内景気には回復の動きが出てきたようですので、今年は是非これを加速させたいものです。

さて、法人会は福地署長はじめ税務当局のご指導のもと、適正な申告納税を行なう「税のオピニオンリーダー」として会員事業の発展と地域社会への貢献を目指し活動する経営者の団体ですが、特に優先すべきは会員への力となり納税意識を昂揚できるような事業を広く積極的に展開していくことにあります。

近江商人の心得に「三方よし」（売り手よし

買い手よし 世間よし）がありますが、これを掘り下げ、社員を最優先 次いで取引先、三番目に顧客…という視点に立ったセミナーが昨秋、地域の法人会で開催されました。

ここでは、社員にしっかり活躍してもらう場づくりとその活躍に応えることの大切さを改めて認識する良い機会となりましたが、会員の皆様にはこうした事業を通して経営についての気づきも得られ、また異業種会員間の情報交流をも深められますので、これらの機会を大いにご活用願います。

広く11地区会に及ぶ会員を中心として、女性部・青年部の皆さんと力を合わせ魅力ある事業活動を展開し、更には低迷しつつある組織率を高め「活気溢れる法人会！」を共に目指したく存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝と事業のご発展を心から祈念申し上げますと共に、本年もより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

## 新年あけまして おめでとうございます



藤岡地区会長

小林副会長

法人会活動の理解と地域貢献を皆さまと共に行って行きたい



大平地区会長

石崎副会長

新会員の獲得を！会員増強は新しい出会いと社会貢献の第一歩です。



栃木地区会長

小田垣副会長

事業の充実と組織基盤の強化を図り、地方経済を引っばる法人会に！



石橋地区会長

高山副会長

会員の輪を広げ交流を深める



下野地区会長

江田副会長

景況感も好転し、地方も実感出来る年に努力と実行あるのみ

# ご挨拶

栃木税務署長

福地 武司



新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人栃木法人会の皆様方におかれましては、おだやかに新春をお迎えのことと思います。

旧年中は、金子会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及や会員企業と地域社会の健全な発展のため、税務研修会、各種説明会及び講演会の開催等、活発に事業活動されておられます。これらの法人会の活動について、税務行政に携わる私どもといたしましては誠に心強い限りであり、役員並びに会員の皆様のご尽力に深く敬意を表する次第です。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済・社会のグローバル化、ICT化とAI化、国際情勢等が相互複雑な連動をしており、予測できない急速な変化をもたらしています。

私どもは、こうした環境の変化にも対応するため、将来のスマート税務行政を目指し、絶えず納税者の利便性の向上を図るとともに、「適正・公平な課税及び徴収の実現」という使命を果たすことにより、国民の皆様の期待に応え、かつ、税務行政に対するより多くのご理解と信頼をいただくことが重要であると考えております。

年が改まり、間もなく平成29年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。税務署では本年も自宅からのICT（パソコン）を活用した申告の推進に取り組んでおります。

会員の皆様方におかれましては、ICT（パソコン）を活用した申告推進に引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展並びに会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



菅野副会長

ビジネス環境の変化に対応した行動と地域社会への貢献

壬生地区会長



小倉副会長

不易流行。良き伝統と技術に磨きをかけて、さらなる高みを目指そう！

岩舟地区会長



眞瀬副会長

社会貢献と法人会活動に、今年も積極的に取り組みます。

野木地区会長



野原副会長

平成も残りわずか。「百花繚乱」で終る事を期待します。

都賀地区会長



早乙女副会長

努力と勤勉の象徴である戌年、万里一空の精神で邁進しましょう。

西方地区会長



山中副会長

2018年は分岐点の年。法人会を活用して創意工夫あるのみ！

小山副地区会長

# 平成29年度 納税表彰式 挙行

## 法人会長表彰：7名を表彰



栃木税務署長表彰

11月15日(水)、栃木税務署納税推進協議会の主催で納税表彰式が栃木商工会議所会館において挙行された。

表彰式は、第1部では、租税教育推進校に対し、栃木税務署長感謝状の贈呈をはじめ、中学生の「税についての作文」や「税に関する高校生の作文」の入賞者への表彰授与並びに優秀作文の朗読が行われた。

### 総務大臣賞

栃木市立栃木東中学校 二年 池嶋 俊平

続いて、第2部では、栃木税務署長表彰をはじめ栃木税務署納税推進協議会構成員の税務10団体による会長表彰が行われた。



公益社団法人 栃木法人会会長表彰

公益社団法人栃木法人会関係者で、栄えある表彰を受けられた方々は、次の皆様です。

### 栃木税務署長表彰

副 会 長 早乙女 正

### 公益社団法人栃木法人会会長表彰

監 事 日向野 薫  
理 事 膝附 武男  
藤岡地区会地区理事 味村富美子  
大平地区会地区理事 滝田 賢一  
壬生地区会地区理事 原 啓二  
都賀地区会地区女性部幹事 毛塚由美子  
西方地区会地区理事 山中 好夫  
(敬称略・順不同)

## 秋のセミナーを開催

### 【税務研修会】

10月3日、19日の2日間にわたり、栃木・小山・壬生の3会場において税務研修会を開催した。

3日は「落語で学ぶ相続・事業承継」というテーマで、行政書士きざき法務オフィス代表のころ亭久茶氏を講師に迎えた。事例を基にした落語を交えての研修は、固く難しいこのテーマを笑いながら学ぶことが出来た。

19日は「経理の基本と実務セミナー」というテーマで、石川税理士事務所代表の石川和男氏を講師に迎えた。石川氏はユニークな経歴の持ち主。難解なイメージの強い「経理」を、仕組みや実務のポイントなど基礎から説明され、初心者にも分かりやすい研修であった。

### 【経営セミナー】

10月12日には、栃木の会場にて「役員責任対策セミナー」というテーマで、弁護士の南部朋子氏を講師に迎えた。資料「未上場企業における役員責任の現状とその対処法」に添って説明され、経営者に大変役立つセミナーであった。



税務研修会



## 法人会全国大会(福井)に参加して

副会長 江田 俊夫

10月5日、第34回法人会全国大会福井大会が開催され、県法連から総勢26名参加、栃木法人会からは金子会長、山中副会長、小倉副会長、小生の4名参加致しました。

北陸新幹線金沢よりサンダーバード特急で福井駅に到着、福井県産業会館にて全国大会が開催され1,800名以上出席され盛大に行われました。

名君松平春嶽公、曹洞宗大本山永平寺、戦国武将柴田勝家の北ノ庄の歴史の地、コシヒカリ発祥の地、日本海の家産物の地として大会に於いても称賛されて居り、記念講演会は今後の政治と経済の行方と題して与良正男先生のタイムリーな講演があり非常に好評でした。

閉会後は芦原温泉のホテルに於いて大いに懇親を深めました。

翌6日には日本海の東尋坊を見学し、絶壁の凄さに嘖然とさせられました。次には曹洞宗大本山永平寺で平時には見学出来ない奥の院まで案内して戴き、伊藤深水も参画している絵画群も拝見出来、歴史の尊厳を感嘆致しました。

100名山の登山家、小説家深田久弥の生誕の地、荒島岳と県境の白山も雄大に鎮座して居りました。次回は鳥取大会です。

## 女性部会

## 女性部会セミナー開催



12月8日午後1時30分より、栃木市サンプラザにおいて女性部会セミナーを開催した。参加者は40名。

第1部は、栃木税務署福地署長による「相続税あれこれ」と題した税務研修会。興味ある相続税の話に参加者は熱心に耳を傾けていた。

第2部は、生活習慣研究所所長、森山佐恵氏による「こんな貴女ならストレスに勝てる！～ストレスに対抗し、仕事の能率を上げるには～」と題した講演会。

看護師になろうとしたきっかけや現在とても増えているうつ病についての話をされ、イライラした時の運動等を教えて下さった。歯切れの良い大阪弁・パワー溢れる声での講演から、参加者全員元気を頂いた。



## 青年部会

## 全国青年の集い(高知大会)

青年部会長 中澤 剛

未来へ継ぐ絆「志国高知」の大会スローガンを掲げた第31回法人会全国青年の集い「高知大会」が11月9日、10日に高知市内にて開催され、栃木法人会青年部会メンバーで参加させていただきました。

全国の局連代表11単位会の租税教育活動プレゼンテーションでは、関東信越代表として真岡法人会青年部会が租税教室を地道に行うことの大切さをプレゼンし、また全国各地で行われている様々な趣向を凝らした租税教育活動の取り組みからよい刺激を受けることができました。

420名で行われた部会長サミットでは平成29年度活動目標の「子供たちが税の使い道について考える機会を提供する」を実践するための手法について、円卓会議形式で現状の課題と今後の対策を意見交換、発表しました。

また、間寛平さんの記念講演、大会式典、海の幸、山の幸を堪能させていただいた盛大な大懇親会とあつという間の2日間でした。

この貴重な体験をよりよい青年部会活動に繋げていければと思います。



# 税制改正提言活動

## 平成30年度 税制改正提言活動

「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。



左から野原副会長・小田垣副会長・鈴木市長・小林副会長

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。



左から三井理事・土屋常任理事・大久保市長・金子会長・山中副会長・石川常任理事・横田常任理事

## 平成30年度 税制改正について

英国のEU離脱、その後の米国トランプ大統領の登場により、国際情勢が変化するのではないかと考えられます。

それは、グローバルな国際分業と、その中で自由な交易の環境が、自国第一、保護主義へと回帰するおそれが生じたことです。

殊に、優れた技術を背景とした自由貿易が、成長の柱である我が国にとっては、少なからず影響があるのではないかと懸念しています。

翻って国内に目を転ずると、輸出と設備投

資に支えられて年率1%程の成長はみられるものの、国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費には力強さがなく、国内経済に明るさはみられません。



左から高山副会長・江田副会長・広瀬市長

栃木県内の法人会は税制改正を提言するに当たっては、毎年、会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、平成30年度の税制改正について、次のとおり提言します。

1. 地方経済と中小企業の活性化
2. 行政改革と財政健全化
3. 社会保障制度の改革
4. 税負担のあり方
5. 当面の税制改正要望について
  - (1) 法人課税
  - (2) 個人所得課税
  - (3) 消費税
  - (4) 資産課税
  - (5) 地方税



左から高田常任理事・櫻井副町長・菅野副会長



左から長谷川常任理事・眞瀬副会長・眞瀬町長・眞瀬副町長

## 各地区会活動

(平成29年8月～12月)

### 栃木 税務セミナーを開催

9月28日、サンプラザにおいて税務セミナーを開催しました。講師には、戦国マーケティング(株)福永雅文氏を講師に迎え、事業承継の税務と幹部育成をテーマに、信長・秀吉・家康の事業承継、後継者育成手法についてお話しいただきました。



#### 税制啓発事業を実施

10月28日・29日の2日間、蔵の街大通りで開催された第20回蔵の街ふるさとまつりにおいて、税制啓発事業を実施しました。

当日は生憎の空模様でしたが、多くの来場者に税金クイズや模擬紙幣一億円を体験していただきました。また、エコキャップも回収することができました。



#### 租税教室を開催

去る12月22日(金)栃木市立大宮北小学校において、青年部による租税教室を6年生

を対象に開催しました。

開催にあたり、事前に講師等の役割を決め練習会を開き、小学校との打合せも行いました。当日の租税教室では練習の成果もあり、円滑に授業を進めることができました。また、子供達の反応もよく、積極的に手を挙げて発言し授業に参加している姿が見受けられました。



毎年開催している租税教室ですが、子供達も講師達も満足できる内容となるよう、努力してまいります。

### 小山 税務セミナーを開催

10月24日、小野税務会計事務所の小野恵氏を講師に迎え、「知らないと損をする事業承継と相続の知恵」をテーマに税務セミナーを開催。事業を営む上で必ず直面する問題に対し、皆真剣な眼差しで耳を傾けました。また11月20日には(株)イマージョンの藤井正隆氏を迎え、「いい会社の作り方 人と社会を大切にする10の方法」をテーマとしたセミナーを開催。「いい会社」と呼ばれる企業における共通点やその好循環の仕組みを多くの具体例と共にご教授いただき、大変勉強になりました。



## 藤岡 経営セミナー開催

藤岡地区会では、10月10日に、柴田純男先生をお迎えして「顧客満足を引き出す！苦情・クレーム上手な対応」と題し、経営セミナーを開催しました。

業種を問わず増加する苦情・クレームに対する効果的な対策を、豊富な経験を交えながらわかりやすくお話いただきました。隙を作らない苦情対策を学ぶことができた大変有意義な講習会となりました。



## 石橋 女性部教養講座開催

去る11月16日（木）、宇都宮共和大学シティーライフ学部客員教授鈴木健一氏を講師に迎え、石橋商工会アイリスホールにて女性部による教養講座を「寄り添う心と人材育成～社会人基礎力をめぐって～」のテーマのもと開催しました。



今回の講座は、経営者としてこれからの若い世代（個性豊かな人）との関わり方や上手な付き合い方など、ユーモアを交えながら講演いただきました。

今後も公益的な事業を推進して参りますので、ご協力をお願いいたします。

## 大平 税務セミナーを開催

12月6日（水）、木村聡子税理士をお招きして、税務セミナーを開催いたしました。

「ゼロからマスターできる“ふるさと納税”のしくみと活用法」についてお話いただきました。参加者からは、新聞・テレビ等で話題になって

いるが、「こんなに簡単に利用できるのか」また、確定申告不要の制度もあり、是非利用してみたいとの意見がありました。



## 下野 清掃活動を実施

11月14日、小雨が降りしきる中ではあったが、会員皆様のご協力をいただき、国分寺運動公園周辺の清掃活動を実施しました。

環境美化への意識やマナーが高まってきた昨今と





は言え、日頃から多くの催しで使用される場所とあってか、予想以上のゴミの量にビックリしながらも、街を綺麗にした充実感を味わえた一日となりました。

また、12月7日には「手元のお金が増えるどんぶり勘定の磨き方」と題し、34名の参加をいただき税務セミナーを開催。

下野地区会以外からも多くの方々にご参加をいただき、質問も多数出るなど活気にあふれたセミナーが実施出来ました。

ご参加いただいた方々に感謝、次回も期待に沿えるような内容をしっかり準備したいと思えます。



## 壬生 法人会セミナーを開催

去る10月11日（水）壬生町商工会にて「肉体的・精神的疲れの解消法」と題して小久保晴代氏によるセミナーを開催いたしました。

体を動かす実践的な活動を行い、参加者一同の目的である

疲れの解消を達成することができました。



11月3日（金）産業まつりにて税に関する小冊子や下敷き等の配布を行いました。多く



の方々が産業まつりに来場し、法人会について興味をお持ちいただ

けました。また新たに法人会活動に参加される方が増えてくれることを願っております。

## 岩舟 ～社会貢献～ 清掃活動を実施

岩舟地区会は、8月12日早朝、社会貢献事業として恒例の清掃活動を行いました。イベント実行



会委員及び市職員総勢約20名で、運動場と岩舟中央公民館周辺の清掃活動を実施。前夜から朝方までの小雨で、会場はぬかるみでしたが、長靴持参にて参加者の皆さんが一つ一つ丁寧に拾いあげる姿は大変印象的でした。今



後も清掃活動など地域に密着した社会貢献に努めていきます。



## 野木 落語による税務セミナーを開催

去る11月27日（月）に、相続問題の実務家である「こころ亭 久茶」氏を講師に迎え、落語形式による税務セミナーを開催しました。

どの家庭や事業所にも関わる相続・事業承継を数々の事例を基にした落語での講演は、わかりやすく楽しく聞くことができ、終始笑いの絶えない税務セミナーとなりました。



## 都賀 「まるまるまるごとつがまつり」を開催

去る平成29年11月12日（日）に都賀町にて「まるまるまるごとつがまつり」が開催された。当地区会では、税金クイズ及び持ってみよう体験1億円コーナーを実施した。

クイズは、「日本に本当にあった税金は」など興味のある問題にした。体験コーナーでは1億円のレプリカを持ち記念写真を撮った方もいました。晴天のため大盛況でした。



## 西方 地域社会貢献活動

西方地区会では毎年恒例の地域社会貢献活動として、8月19日（土）開催の「にしかた子ども夏祭り」と12月3日（日）開催の「ど田舎にしかた祭り」の両日、地区会役員が会場内を巡り、来場された方々に対し、栃木法人会作成の税に関する下敷や栃木市指定のゴミ袋などを配布し、税の啓蒙活動及び法人会のPRを行いました。



# 医療費控除は 領収書が提出不要となりました

改正の  
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
“医療費控除の明細書”の添付  
が必要となりました。

- 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

2/18	胃腸科	診察	9,400円	①
5/28	胃腸科	診察	3,400円	①
	▲▲薬局	医薬品	700円	②
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円	③
		医薬品	1,400円	

(a) 医療を受けた方の氏名	(b) 病院・薬局などの支払先の名称	(c) 医療費の区分	(d) 支払った医療費の額	(e) (d)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
① 国税太郎	胃腸科	診療・治療	9,400円	
② 同上	▲▲薬局	医薬品購入	700円	
③ 国税花子	〇〇診療所	診療・治療	4,400円	
2の合計			14,500円	



医療費控除の申告は  
確定申告書等作成コーナーで!  
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー [www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp) 税務署

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

## 平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(4)を記入します。  
※医療費控除が実行される医療費の総額を通知する旨の通知、所定の事項が記載されたものになります。  
(※ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

### 2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記載したのものについては、記入しなくてもかまいません。

(a) 医療を受けた方の氏名	(b) 病院・薬局などの支払先の名称	(c) 医療費の区分	(d) 支払った医療費の額	(e) (d)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額	
		<input type="checkbox"/> 診療・治療	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス	円	円
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス		
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス		
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス		
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス		
		<input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> その他の医療費		
2の合計			②	③	

医療費の合計 A (②+③) 円 B (④+⑤) 円

### 3 控除額の計算

支払った医療費(合計)	円	A
保険金などで補填される金額	円	B
電子除額(A-B)	(赤字のときは0円)	C
所得金額の合計額	円	D
C×0.05	(赤字のときは0円)	E
戻り10万円のいずれか少ない方の金額	円	F
医療費控除額(D-E)	(最低200万円、赤字のときは0円)	G

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項に転記します。  
申告書第一表の「所得金額」の合計額を転記します。  
※ 2の合計に、それぞれを転記します。  
戻り10万円の範囲内である場合は、その所得金額(所得控除後の金額)に、その所得金額(所得控除後の金額)を乗じて計算します。  
なお、戻り10万円の範囲内には、申告書第二表(収入内訳欄)の「4.雑収入」を「5.雑収入」に転記し、その金額を転記します。  
申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除額に転記します。

## 「法人事業概況説明書」の様式が改訂されます。

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

平成30年4月1日以後終了事業年度分から、法人事業概況説明書の様式が改訂されます。

### 主な改訂の内容

#### 「法人番号」欄の追加及び「納税地」欄等の削除

旧様式	新様式
法人番号	法人番号
納税地	

「納税地」の記載に代えて、「法人番号」の記載としました。また、「担当者氏名」欄を削除しました。

#### 「支店・子会社の状況」欄の見直し

旧様式	新様式
支店・店舗数	支店・店舗数
国内子会社の数	国内子会社の数
海外子会社の数	海外子会社の数

「支店」及び「子会社」の状況について、国内と海外に区分けしたほか、海外子会社の出資割合に係る記載項目を追加しました。

#### 「電子計算機の利用状況」欄の見直し

旧様式	新様式
電子計算機の利用状況	電子計算機の利用状況
PC利用状況	PC利用状況
販売形態	販売形態

「電子計算機の利用状況」欄を「PC利用状況」欄と「販売形態」欄に区分けし、記載項目を全般の見直ししました。

#### 「経理の状況」欄の見直し

旧様式	新様式
経理の状況	経理の状況
消費税率	消費税率
法人監査の有無	法人監査の有無

「社内監査」欄を追加し、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無の記入欄を設けました。

平成29年7月  
国税庁

## 巨人軍 寺内崇幸選手に e-Tax推進大使を委嘱!!

12月3日(日)、栃木商工会議所において、栃木税務署納税推進協議会(永田章会長)と栃木税務署(福地武司署長)の共催による確定申告PRイベントが開催され、栃木市出身でプロ野球巨人の寺内崇幸(てらうち たかゆき)選手を、「e-Tax推進大使」に委嘱しました。

イベントの中で寺内選手は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使った確定申告書の作成を体験し、「確定申告は難しいと思っていましたが、国税庁ホームページを利用すると簡単でした。混雑する確定申告会場に向かう必要がないので便利です。」と、ICTを利用した申告の推進をPRしました。



### 平成29年分確定申告の相談・申告書の受付期間

所得税及び復興特別所得税	平成30年2月16日(金)~3月15日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成30年1月4日(木)~4月2日(月)
贈与税	平成30年2月1日(木)~3月15日(木)

※ 平日(月~金曜日)以外でも、一部の税務署では、2月18日と2月25日に限り日曜日も確定申告の相談、申告書の受付を行います。

# 税理士会コーナー

## 『配偶者控除等の改正と給与の計算』

夏の号に引き続き配偶者控除等の改正の話題です。今回は、改正項目が月々の給与計算に及ぼす影響について見ていきます。

給与支給時に徴収する源泉税の額は、従業員から提出された扶養控除等申告書の記載に従って「扶養親族等の数」を求め、これに対応する税額を税額表甲欄から算出します。

つまり、「扶養親族等の数」を正しく把握できるかどうか、正しく税額を算出できるかどうかポイントになります。ということで問題です。次の事例1から事例3で、夫の平成30年分の「扶養親族等の数」は何人になるでしょうか。

事例1：夫…給与収入	1,300万円	妻…パート収入	80万円	子供1人(小学生)
事例2：夫…給与収入	800万円	妻…パート収入	120万円	子供無し
事例3：夫…給与収入	2,000万円	妻…無職(障害者手帳2級保持)		子供無し

では、答え合わせをします。

### 事例1 扶養親族等の数 0人

コメント 扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」とは、夫の所得が900万円以下（給与収入ベースで1,120万円以下）で、妻の所得が85万円以下（収入ベースで150万円以下）である場合の妻をいいます。この事例では、夫の所得が900万円を超えているので源泉控除対象配偶者には該当しません。また、16歳未満の子供は扶養親族等の数には含めません。

### 事例2 扶養親族等の数 1人

コメント この事例では、妻が源泉控除対象配偶者としての要件を満たしています。（事例1のコメント参照）従って、月々の給与計算において扶養親族等の数を1とします。

### 事例3 扶養親族等の数 1人

コメント 「アレ」と思った方もいるでしょう。夫の所得が1,000万円超なので配偶者控除等の適用はないはずですが、なぜ扶養親族等の数は1なのか。実は、夫の所得に関わらず妻自身の所得が38万円（パート収入だけならば103万円）以下であるような妻を「同一生計配偶者」を称し、その同一生計配偶者が障害者であれば夫の所得の計算上障害者控除が適用されます。従って、この事例では障害者として扶養親族等の数に1加えることとなります。

今回の改正で配偶者控除等の判定が分かり難くなりました。月々の源泉税額に誤りがないかどうか、扶養控除等申告書の記載をもう一度確認してみませんか。

## 第25回 エコライフ講座

## 循環資源意識とエコ意識

皆さん、「リサイクルを最大限に追究している業種は？」と問われたらどのような会社を思い浮かべますか。私は、製鋼所、製紙会社と答えるでしょう。製鋼所は廃棄物となった鉄屑類を再生し、新たな鉄製品に生まれ替わらせています。コンクリート用棒鋼等はその典型的な製品です。製紙会社も同様に廃棄物となった紙類を段ボールやトイレットペーパー等に再生し、我々の元に戻しています。これらの会社が存在しなかったら資源が回転しない環境になっていたでしょう。その他ガラス瓶やペットボトル等を含め、私たちは日頃の生活の中で、極当たり前にごみ排出時に分別を行い、これらの再生資源化の下支えをしています。

私は仕事柄、年間のホテル利用日数が毎年70日前後あります。ホテルでのエコ対応も進んでおり、その例としては、歯ブラシや髭剃りを部屋に置かないホテルが多くなりつつあることを感じています。必要な人はフロントで受け取る仕組みです。また、部屋の清掃、シーツや寝間着の毎日の交換を宿泊者の了解を得て行わない等です。「お金を払っているのでもらうのは当然」と考える方もおられるでしょうが、一夜毎に交換する必要性を考えるべきです。私は宿泊先で最大限の協力をしています。

資源対応やエコ対応はその人の環境意識の表れです。意識せずともリサイクル協力、省エネ、節水等々が行える方々が増えれば、環境は徐々に変わることでしょう。

[栃木県環境カウンセラー協会 五十嵐敏夫]

# 新会員のご紹介

(平成29年8月～12月)

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	(株) SAKATA	皆川城内町411	坂田 功得
〃	(株) みかも林業	星野町223-2	熊倉 功
〃	(株) オトイチ	尻内町638-1	川内 隆
〃	(有) 大豊技研	皆川城内町376-1	富田 勲
〃	(有) えべ	今泉町2-6-18	江部 英明
〃	(株) S M S	富士見町3-5	ルイテルマヘス
小山	(有) ミネ不動産	城北5-15-11	峯 雅士
〃	(有) ジュピライド	暁3-1-29	中村 哲也
〃	(株) すずひろ保険産業	喜沢690-1	河野 浩
〃	行政書士法人あおば	城東1-6-32	池間 良
〃	(株) 猪瀬工業	犬塚998-516	猪瀬 高邦
〃	(株) 大園設備工業	雨ヶ谷新田79-55	大園 政志
〃	(有) 喜多商会	渋井625-2	喜多 透陽
〃	ファームリンク(株)	城山町3-7-5Hリスター小山 タワーレジデンス1005	綾部 篤
石橋	(株) T & Nビルダー	下長田242-1	水沼 巧
〃	(株) 井上米穀	石橋554-2	井上 和宏
〃	(有) 大橋モーターズ	下古山70	大橋 明

地区会	会社名	住所	代表者名
石橋	(株) 小川商会	石橋171	小川 博和
〃	(株) トヨコメタルトレード	下古山2951	吉川 豊
大平	(株) サポートプラザフロンティア	富田1667-2	落合 春夫
〃	(株) A S A 栃木南部加賀新聞店	西野田1-5	加賀 弘樹
下野	しもつけ設備(株)	仁良川1571-45 52街区17	菌部 一雄
〃	(有) Sees corporation	柴127-3	飯田 静江
壬生	エミネント自動車	壬生丁92-2	梁島 秀夫
〃	(株) 和	壬生乙1654-1	福田 努
〃	(株) キャネクト	壬生丁277-8	上村 健一
〃	C S M A J I	上稲葉634-2	遠山 秀人
岩舟	熊倉モーターズ	小野寺911-2	熊倉 栄
〃	洋食厨房匠亭	静1634-1	関 篤史
野木	(株) 東洋土地不動産	丸林398-8	大高 滋
〃	(有) 小村工業	野渡688	小村 明宏
〃	(特非) 縁人	佐川野1361-10	原田 孝之
西方	(株) 青木パーツ	本城461	青木 朱美

(特非) → 特定非営利活動法人

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

## 栃木法人会よりインターネットセミナーのご案内

栃木法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます <http://tochiho.sakura.ne.jp/>

検索で検索いただけます

視聴は無料です

個人番号カード

個人番号カードの裏面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が貼られる。かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(裏2枚裏7枚)

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●●● パスワード: ●●●●●● ログイン

※画面はイメージとなります。

ID・パスワードは **会員ID: 0707** **パスワード: 3500**

会員の方は370タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お問い合わせは栃木法人会事務局まで TEL:0282-24-3500

### 会社名、代表者、所在地、資本金等 変更のご連絡について

会社名、代表者、所在地、資本金等の**変更**がありましたら、**法人会事務局までご連絡**ください。

TEL 0282-24-3500 FAX 0282-24-3288

### 平成29年度 会費納入のお願い

会費をまだ納入されていない会員様におかれましては、お早めにお振込み下さいますようお願いいたします。また、口座振替のお手続きをご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

TEL 0282-24-3500

# 中学生・小学生の「税に関する作文・標語」

## 応募総数3,409点から栃木法人会長賞を贈る

栃木法人会長賞 小山市立小山中学校3年  
「税金を納めて創る 良き日本」 塩田 太華良



「税に関する中学生標語」表彰式

栃木法人会長賞 下野市立石橋北小学校6年  
「税金であなたの安心 まちづくり」 高山 結衣



「税に関する小学生標語」表彰式

## 中学生の「税についての作文」

栃木法人会長賞 栃木市立栃木東中学校2年  
「税を知ること」 高橋 征吾

税金の行方について、僕たちは自分たちの住む町や市がどのような活動をし、税金がどのように使われているのかをもっと知る必要がある。

僕は今年、市の事業の一環で平和大使として広島へ派遣されることとなった。二泊三日で訪れた広島での活動は、僕にとって一生忘れない有意義な時間となった。皆が一様に学びたいという姿勢が強く、その空間は非常に居心地が良かった。自分自身ももっと意欲的にならなくてはと思った。そして、そこで見て聞いてきたものを、きちんと周りの人に伝えていかなくてはという強い使命感も持てた。僕は、この市の事業に参加できて、本当に良かったと思っている。このように素晴らしい体験をさせていただけたのも、税金というものがあつたからだ。僕たち参加者が皆、かけがえのない時間を持たせてもらえたのも税金のおかげだ。

税金について調べていたとき、松下幸之助の言葉を見つけた。

「日本人は、税金を納めたら政府が何に使おうと無関心である。ところがアメリカは違う。税金は自分たちが生活や事業を営むうえで必要な政治をしてもらうためにあるのだと考えている。」とある。なぜ無関心なのだろうか。納めている側を責めているようにもとれる発言だが、僕は決して無関心なわけではないと思う。アメリカのような情報公開が日本では極端に少なく、政府が何に税金を使っているか詳しく分からない。世界から見ても自己主張の少ないであろう日本人は、自分たちで声をあげる人も少ない。結果、分からなくてもよいとなるのではないだろうか。

しかし、今回の派遣のように素晴らしい税金の使い方をしてくださったりもしている。そこには

標語入賞された他の作品は次のとおりです  
栃木税務署長賞

田野倉礼史 小山市立大谷中学校3年  
『税金で 創ろう 未来と 思いやり』  
高山 憲伸 下野市立古山小学校6年  
『税金は 輝く未来の エネルギー』

小山市最優秀賞

齋藤 陽奈 小山市立小山第二中学校3年  
『税金が 未来をつくる 希望の種』

下野市長賞

須藤 陽太 下野市立石橋小学校6年  
『税金は みんなの笑顔の ためにある』

教育長賞

渡邊 瑞生 下野市立古山小学校6年  
『納税は 明るい社会の パスポート』

大勢の人が関わったり、実現させてくださっていることも忘れてはいけない。では、日本人も自分たちの生活に欠かせない税金について、もっと関心を持つべきではないだろうか。そのためにまず必要なことは、講習会などの学ぶ機会を増やすことや、行政はもっと誰にでも分かりやすい言葉や図で説明していくべきだと考える。納得できないことに納める税金は、どうしても払わされている感じが強くなってしまふ。どうしてこの金額が必要で、何に使ひ、何のために役に立つのかも知る必要があると思う。

身近に税はたくさんある。その一つ一つに疑問を抱く人は少ないと思う。これからの時代では、その不透明な問題が多くあることが世の中の不信感を生み、結果政治のゆがみへと繋がっているのだと思えた。

やはり、まず知ることが大切だと考える。そして自分たちの税金の使い道が分かれば、きっと今よりもっと地域への関心も生まれてくるはずだから。